# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

[提出先] 近畿財務局長

【提出日】 2025年10月22日

【会社名】 日本駐車場開発株式会社

【英訳名】 NIPPON PARKING DEVELOPMENT Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 巽 一久

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役管理本部長 渥美 謙介

【本店の所在の場所】 大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル

【縦覧に供する場所】 日本駐車場開発株式会社 東京支社

(東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 巽 一久 及び常務取締役管理本部長 渥美 謙介 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用 に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係 る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準 拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年7月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社7社については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社連結グループの事業が、駐車場サブリース、スキー場及びテーマパークといったレジャー施設の運営であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、同指標を採用した。その結果、当連結会計年度の連結売上高予算(連結会社間取引消去後)を指標に、当連結会計年度の連結売上高予算のおおむね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、当社連結グループの事業が、駐車場サブリース、スキー場運営及びテーマパーク運営といったサービス業を主体とした連結グループであり、運営活動及び販売活動の結果として多額の計上がなされることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価及び給与手当に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス(固定資産の評価プロセス、税効果会計プロセス等)を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

#### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。